令和８年 11 月 27 日
島根県薬事衛生課
0852-22-5264/6292
担当：山崎、永井

令和８年度 年末の食品衛生強化月間の実施について

１　目的

年末における食中毒の発生防止と食品衛生の向上を図るため、各保健所等において食品関係営業者等に対する監視指導を強化します。なお、初日（12 月１日）に各保健所が実施する立入検査の予定は別紙のとおりです。

２　実施期間

令和８年 12 月１日（火）～12 月 31 日（木）

３　実施機関

県内各保健所（７カ所）及び食肉衛生検査所

４　実施方法

（１）施設に対する立入検査等

【重点監視対象施設】

①冬季に特に食中毒への注意が必要な施設（飲食店営業施設、集団給食施設）
②鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食鳥処理業者、卸売業者等）
③生食用又は加熱不十分な食肉を提供している施設
④魚介類を処理若しくは販売又は魚介類を原材料とした製品を製造若しくは加工する施設
⑤野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設
⑥かきを取り扱う施設
⑦食中毒が発生した施設

【監視指導項目】

①HACCP に沿った衛生管理の実施状況
②施設基準、規格基準（成分規格、製造基準等）等の遵守状況
③食品の製造、加工、調理、販売等における衛生的な取扱いの状況
④食中毒防止に係る事業者から消費者等への注意喚起の状況
⑤アレルゲン、期限、添加物等の適正な表示の実施状況 など

（２）消費者及び事業者に対する食中毒予防に関する正しい知識の普及

消費者及び事業者に対し、冬季に多発するウイルス性食中毒（特にノロウイルス）等の発生防止対策について周知します。

（３）収去検査

県内で流通している食品の収去検査を行い、規格基準への適合等を確認します。